仕様書

第1 件名

風力発電産業に係る県内企業参入・産業集積可能性調査業務委託

第2目的

2050年の脱炭素社会実現に向け、洋上風力発電の導入拡大が見込まれる中、風力 発電産業における県内企業の参入可能な分野等を調査し、関連企業の集積や参入促進に 繋げるため、以下の業務を委託するもの。

第3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月1日まで

第4 委託費

10,300千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

第5 業務実施体制

本業務を円滑に遂行するため、以下の体制を整えること。

- (1) 業務全体を統括するための責任者の配置
- (2) 業務執行に必要な人員の確保

第6 業務内容

- (1) 文献調査
 - ・風力発電の最新の動向等について国内外の文献調査を実施すること

(2) 専門家ヒアリング

- ・風力発電の専門家へのヒアリングを実施すること
- ・参入可能性のある分野や想定される具体的な参入障壁等について把握し、続く県内 企業のアンケート・ヒアリング調査の参考とすること
- ・5名(機関)程度の専門家にヒアリングを行うこと
- ・様々な見地から意見をもらうことができるよう、多岐にわたる専門家にヒアリング を行うこと

(3) 洋上風力発電の事業主体(サプライヤー)へのヒアリング

・全国の案件で洋上風力発電の事業主体になっている事業者等に対してヒアリング を実施すること

- ・地域企業に求める水準や地域調達率を高めたい部品・分野等についてヒアリングし、 続く県内企業のアンケート・ヒアリング調査の参考とすること
- ・7社程度の事業主体(サプライヤー)にヒアリングを行うこと
- ・様々な見地から意見をもらうことができるよう、多岐にわたる事業主体 (サプライヤー) にヒアリングを行うこと

(4) 県内企業向けアンケート

- ・県内の関連業種の企業に対して参入意向や参入障壁等についてアンケートを実施し、 参入可能性を調査すること
- ・送付対象業種については、製造業や建設業などのほか、(2)、(3)のヒアリング結果も考慮しつつ決定すること
- ・発送数は2,000通程度を想定しているが、回収率を考慮のうえ、有効な回答数 を確保できるよう設定すること。また、回収率を高めるための工夫を行うこと
- ・アンケートの回答結果については、Excel にてデータを集計・整理すること

(5) 県内企業ヒアリング

- ・アンケート結果をもとに、各分野別(「調査」「製造」「設置」「O&M」等)、業種別で、 参入を検討している企業、参入可能性のある企業に対してヒアリングを行うこと
- ・対象企業数は30社程度とし、可能な限り、なるべく多くの県内企業に対してヒア リングを行うこと

(6) ヒアリング・アンケート結果の整理・分析

・(1)~(5)の業務により得られた結果を総括し、県内企業の参入及び産業集積に 係る課題・展望について、分野別・業種別に整理・分析すること

(7) その他

- 各調査項目を実施するにあたっては、事前に県と協議のうえ実施すること
- ・委託料は、事業の実施に必要な全ての経費(人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、 印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等)を含むものとし、原則として領収書等で確 認できるものを対象とする。ただし、委託業務とは直接関係ない経費や、飲食費、 備品購入など財産取得となる経費は対象外となる
- ・業務の進捗報告、その他必要な事項について県と意見交換を行う定期協議の場を設 定するとともに、その内容について記録を残すこと
- ・本業務の結果をまとめた報告書を作成し、紙媒体で10部提出するとともに、USBメモリー等の電子媒体に保存し、電子データでも提出すること(報告書作成のために収集した基礎データ等含む)

・報告書の提出期限は、令和6年3月1日(金)とする なお、報告書提出後は、県と日程調整のうえ、報告書に関する説明会を行うことと する

第7 知的財産権、使用権等

- (1) 納品された成果物に係る一切の権利は県に帰属し、受託者は著作者人格権の行 使をしないこと。
- (2) 成果物の作成等にあたり、第三者の著作権等を侵害した場合は、受託者の責任 と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 納品された成果物の第三者への提供や内容の転載については、県の承諾を必要とする。

第8 再委託の取り扱い

- (1) 受託者は、事前に県の承認を得たうえで、必要に応じて委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (2) 本仕様書に定める事項については、受託者同様、再委託先においても遵守する ものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負 う。

第9 契約の解除

県は、受託者が以下のいずれかに該当する場合、本委託契約を解除することができる。

- (1) 法令または契約に違反した場合
- (2) 虚偽の報告をした場合
- (3) 県の指示に従わなかった場合
- (4) 受託者の破産等、本業務を適正に実施することが困難であると県が判断した場合

第10 支払方法

- (1) 成果物等の検査完了後、受託者は県に請求書を提出する。
- (2) 県は、請求書を受け取り次第、速やかに支払い処理を行う。

第11 その他

- (1) 本業務にあたっては、関連する法令等を遵守し、公序良俗に反することの無いよう実施しなければならない。また個人情報の取り扱いについては、契約書別記個人情報取扱特記事項に従わなければならない。
- (2) 仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、県と受託者は別途協議す

る。

- (3) 本業務を実施するための経費は受託者の負担とする。
- (4) 受託者が本業務を実施するにあたり、故意または過失により第三者に損害を与えた時は、受託者が当該損害賠償責任を負う。

第12 担当部署

福岡県企画·地域振興部総合政策課

エネルギー政策室

担当:松尾

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

電話: 092-643-3228 Email: energy@pref.fukuoka.lg.jp